

第1章

IAS 37号・IAS 16号改訂の影響は大きい 今第1四半期から強制適用 早期適用可能な基準の概要

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 豊永 貴弘

【この章のエッセンス】

● 2022年度から強制適用となるものは、既存基準の改訂のみである。

● 「不利な契約―契約履行のコスト（IAS 37号の改訂）」や「有形固定資産…意図した使用の前の収入（IAS 16号の改訂）」は、それぞれ引当金の増加や純損益の増減といった影響がある可能性がある。

● 早期適用可能な基準も複数あり、実務への影響を早めに確認しておきたい。

本章では、2022年度（2022年12月期・2023年3月期）から強制適用される、あるいは早期適用

が可能なIFRS®基準の新設・改訂（以下、「基準等」という）について、その適用に伴う影響の評価に資するように概要を説明する。なお、本稿

の記載は2022年2月中旬時点の情報に基づいており、文中の意見に関する部分は筆者の私見であること、を申し添える。

2022年度から強制適用となる基準等

2022年度から強制適用となる基準等は図表1のとおりである。既存基準の改訂が中心であるが、このなかでも、「不利な契約―契約履行のコスト（IAS 37号の改訂）」および「有形固定資産…意図した使用の前の収入（IAS 16号の改訂）」については、それぞれ引当金の増加や純損益の増減といった重要な影響が生じる可能性がある」と筆者は考えている。

（図表1） 2022年度から強制適用となる基準等

基準	分類	内容
IFRS16号	改訂	支払期日が2021年6月30日を超えるCOVID-19関連の賃料減免
IAS37号	改訂	不利な契約―契約履行のコスト
IAS16号	改訂	有形固定資産：意図した使用の前の収入
IFRS3号	改訂	概念フレームワークへの参照
その他	改訂	IFRSの年次改善(2018-2020サイクル)

（出所）各基準書、解釈指針をもとに筆者が要約

支払期日が2021年6月30日を超えるCOVID-19関連の賃料減免（IFRS 16号の改訂）

国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）は2021年3月31日に、「2021年6月30日を超えるCOVID-19関連の賃料減免（IFRS 16号の改訂）」を公表した。この改訂は、2020年5月28日に公表されていた既存基準の改訂である「COVID-19関連の賃料減免」の実務上の便法の適用対象期間を1年間延長することを内容としている。

（1）背景

IASBは2020年5月に、IFRS 16号「リース」を改訂する「COVID-19関連の賃料減免」を公表した。同改訂（以下、「2020年改訂」という）では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の直接的な結果として賃料減免（賃料の免除・支払い猶予等）を受けたりリースの借手に対して、簡便的な会計処理を可能とする実務上の便法が設けられた。実務上の便法を選択